

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ステークホルダーとともに企業価値を高め、持続的な成長・発展をはかり、広く社会から信頼される企業となるため、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立することが重要であると考えております。

コンプライアンスにつきましては、経営陣のみならず、全社員が意識し実践することが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本原則についてすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社麻生	1,420,000	41.52
株式会社麻生地所	400,000	11.69
麻生商事株式会社	300,000	8.77
宗教法人萬福寺	232,300	6.79
株式会社三井住友銀行	60,000	1.75
株式会社福岡銀行	60,000	1.75
株式会社西日本シティ銀行	60,000	1.75
麻生フォームクリート従業員持株会	46,400	1.35
上田八木短資株式会社	46,300	1.35
麻生興産株式会社	40,000	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社麻生 (非上場)

補足説明

当社は株式会社麻生の子会社であり、同社は当社の発行済株式数の61.98%(間接所有を含む)を所有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引条件につきましては、他の取引先と同様に市場価格を勘案して、その都度価格交渉のうえ、決定がなされており、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社等の企業グループは、セメントグループと三つの戦略ユニット(ファシリティユニット、メディカルユニット、プロフェッショナルユニット)で構成され、当社はファシリティユニットに属しておりますが、自立的に経営し、収益力・成長力の最大化をはかっており、また営業取引における親会社等の企業グループへの依存度も低く、事業運営上、当社の親会社からの一定の独立性は確保されていると認識しております。

また役員につきましても、取締役5名のうち1名が、また監査役4名のうち1名が親会社に所属しておりますが、経営の強化をはかるとともに経営に関する助言を受けるため当社から就任を要請したものであり、重要事項を審議・決定する取締役会は、当社独自の経営判断にて行っております。当社といたしましては、麻生グループの一員として、親会社とは経営情報の交換や人材の交流等緊密な関係を維持しながら事業展開する方針であります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人から適宜監査報告を受け、課題については随時確認するとともに監査の内容について意見交換を行い、また必要に応じて常勤監査役は、会計監査人の監査に立ち会うなど連携をはかっております。常勤監査役と会計監査人は年4回電話会議を行い、また、全監査役と会計監査人は年2回面談しコミュニケーションをとっております。
また監査役は、財務経理部の内部監査担当者から適宜監査報告を受け、課題については随時確認するとともに監査の内容について意見交換を行い、また必要に応じて監査役は、内部監査担当者(2名)の実地監査(年2回)に同行するなど連携をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
沼田 紳介	他の会社の出身者												○
大木 章史	他の会社の出身者												○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
沼田 紳介	○	16年前まで三菱原子力工業株式会社及び三菱重工業株式会社において33年間勤務し、現在、菅野カウンセリング研究所長(臨床心理士、シニア産業カウンセラー)であります。	三菱原子力工業株式会社及び三菱重工業株式会在籍時は管理部門での勤務が長く、経営全般に関する豊富な経験及び見識を当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として招聘したものであります。また、当社と同氏及び菅野カウンセリング研究所との間に特別な利害関係がないなど独立性が高く、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
大木 章史	○	八重洲総合法律事務所所属の弁護士であります。	弁護士として、これまで実務経験を有することなどを総合的に勘案し、弁護士としての専門的な見識を当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として招聘したものであります。なお、八重洲総合法律事務所は、当社の親会社である株式会社麻生と法律顧問契約を締結しておりますが、当社と同氏及び八重洲総合法律事務所との間には特別な利害関係がないなど独立性が高く、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、中長期的な企業の発展を目指しております。業績向上のため、施策としてインセンティブ付与は有効な手段の一つと考えておりますが、弊害もあることから、現時点におきましては必要がないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

役員区分	報酬等の総額	対象となる役員の員数
取締役	41,857千円	4名
監査役(社外監査役を除く)	11,292千円	1名
社外役員	3,600千円	2名

取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。また、役員退職慰労引当金として費用処理した11,812千円(取締役10,557千円、監査役1,254千円)を含んでおります。なお、取締役1名及び監査役1名は無報酬となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の専従スタッフは置いておりませんが、財務経理部(1名)が適宜サポートする体制をとっており、取締役会の開催に際しては、メールによる資料の事前配布及び事前説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	一名
--------------------------	----

相談役、顧問等に関する社内規定があり、現在顧問が1名おりますが、元代表取締役社長等ではありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査役制度を採用しております。取締役会は、取締役5名で構成され、うち1名は親会社に属しております。監査役は4名で、うち2名が社外監査役であり、他の1名は親会社に属しております。監査役の専従スタッフは置いておりませんが、財務経理部(1名)が補佐しております。

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置づけており、月1回定時取締役会を、さらに必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行っております。議長は代表取締役である花岡浩一、構成員は、取締役である福原章介、長谷川隆敏、井上喜博、杉山嘉則、監査役である阿部新太郎、沼田紳介、大瀧理、大木章史であります。

監査役は、取締役会に出席し、また常勤監査役は重要会議に出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うとともに、監査役会を適宜開催し意見交換を行っております。構成員は、阿部新太郎、沼田紳介、大瀧理、大木章史であります。

また取締役及び社長が指名した社員幹部で構成する経営会議を月1回開催し、業務執行の強化及び経営効率の向上をはかるとともに、取締役会以外に個別経営課題の協議の場として、営業状況等について実務的な検討を行い、迅速な経営の意思決定に大いに活かしております。議長は監査役以外の持ち回りで、構成員は代表取締役である花岡浩一、取締役である福原章介、長谷川隆敏、井上喜博、杉山嘉則、常勤監査役である阿部新太郎、支店長3名、本社部長4名及び顧問1名であります。なお非常勤である3名の監査役は、出席可能な場合に出席しております。

なお当社は、経営の意思決定機能及び業務執行の監督機能と業務遂行機能の分離により、経営課題に迅速に対応することを目的として、執行役員制度を導入・運用してまいりましたが、現状の会社規模及び組織と取締役数であれば、執行役員を置くよりも取締役の責任権限を明確にしその管轄、指揮命令系統を整理することで、意思決定・業務遂行のスピードアップ及び経営意思の組織への浸透がよりよくなるとの結論に至り、2019年3月末をもって執行役員制度を廃止しております。

内部監査は、財務経理部(2名)が担当しており、法令や社内規程さらに経営計画に照らし、業務全般の適正性、効率性をチェックするとともに、業務の改善につながるよう努めております。

監査役は、取締役会の意思決定及びその運営手続き、並びに業務執行部門の執行状況などについて監査しております。

なお、取締役及び監査役は全員男性であります。

会計監査を担当する会計監査人としては、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、定期的な監査のほか会計上の課題については随時確認を行い、適正な会計処理に努めております。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名は以下のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名)堺 昌義氏及び吉村祐二氏

(所属する監査法人名)EY新日本有限責任監査法人

なお、継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士5名、その他9名であります。

当社は、会社法427条第1項に基づき、監査役との間において、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役を選任いたしておりませんが、外部的視点からの業務執行に対する経営監視機能として、社外監査役が取締役会に出席し、客観的且つ中立的な意見を述べており、また取締役5名に対し監査役4名の構成であり、当社の会社規模から経営の監視機能の面では、十分に機能する体制が整っていると考えております。

しかしながら、更なるコーポレート・ガバナンスの強化のため、適任者がいる場合には社外取締役を選任することも検討してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第1集中日を回避しております。
その他	当社ホームページへの招集通知の掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	実施年月日 : 2019年5月23日 実施内容 : 期末決算概要について 説明者 : 社長他	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 : 財務経理部 IR担当役員 : 取締役 井上 喜博 IR事務連絡責任者 : 課長 新谷 誠嗣	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
その他	当社では現時点において女性は全従業員数103名のうち9名で管理職はおりませんが、過去に支店総務部長に女性を登用した実績があり、性別に区分なくキャリア支援、研修を通じて活躍できる環境づくりに取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営目的を達成するため内部統制システムの構築が、経営の重要課題であると認識しており、業務の有効性及び効率性をはかるためのリスク管理体制、財務報告の信頼性確保のための内部牽制体制、事業活動に関するコンプライアンス体制、資産の保全のための管理体制などの構築及び機能強化に努め、企業の存続・発展に取り組んでおります。

【内部統制システム構築の基本方針】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役に報告して情報の共有化をはかり、法令、定款、社内規程に基づき重要事項の決定ならびに業務執行状況を監視するための十分な体制を構築する。

・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるため、企業行動規範を定めるとともに、コンプライアンス研修等を継続的に実施することによりコンプライアンスの啓発を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化をはかる。

・内部監査部門は、法令の遵守及び社内規程等への準拠性の検証を目的とした内部監査を実施し、定期的に代表取締役社長に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の業務に関する重要文書を、文書管理規程ほか社内規程の定める方法により適切に保存し管理する。

・情報の不正使用及び漏洩の防止をはかるための情報セキュリティ体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・業務執行に係るリスクについて、社内規程に基づき常時それぞれの部門においてリスク管理を行い、統制すべきリスクごとに責任部署を明確にして効率的な統制活動を行う。

・重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応やその速やかな収拾に向けた活動を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の業務執行状況の監視・監督を行う。

・取締役及び社長指名を受けた者をメンバーとする経営会議を原則毎月開催し、業務執行における重要事項について審議を行い、業務執行の円滑適正な運営をはかる。

・職務分掌規程及び職務権限規程を定め、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の効率的な運用をはかるとともに責任体制を確立する。

5. 当社ならびに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、株式会社麻生を頂点とする「麻生グループ」に属しており、親会社である株式会社麻生より取締役または監査役の派遣を受ける。

・麻生グループは、グループ行動基準を制定し、株式会社麻生のグループ経営委員会のなかにリスクマネジメント委員会を設置しており、コンプライアンス上の問題についてグループ全体の相談窓口を設置している。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役は、必要に応じて、監査役の業務補助のための特定の使用人に業務を命じることができることとし、当該使用人は監査役の補助業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。

・監査役の業務補助を行う使用人を選任する場合は、取締役と監査役が協議を行い、その使用人の取締役からの独立性を確保するため、人事異動等の人事権に関する事項については監査役の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、または職務の執行に関する不正行為または法令・定款に違反する事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

・監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないこととする。

・監査役は、取締役会のほか重要事項を審議する会議に出席するとともに、必要に応じて業務に関し取締役及び使用人に説明を求めるものとする。

・監査役は、代表取締役社長、会計監査人（監査法人）、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保する。

・監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で弁護士、公認会計士等外部専門家を活用することができ、その費用は会社が負担する。

8. 反社会的勢力排除に向けた体制

・当社は、企業行動規範を定め、社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織的に毅然とした姿勢で対応する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用により、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

【整備状況】

当社は、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」をはじめとした各種規程を制定し、業務の効率的運用及び責任体制の確立をはかっております。また社内規程につきましては、社内の業務を網羅し、適法・適正に業務を運用すべく、改正法などへの対応を継続的に実施し、整備・運用しております。

内部統制及びリスク管理の機関としては、代表取締役の下に財務経理部を設置しており、予算統制、事務統制、法務統制、内部監査、情報開示などを担当し、業務部門に対し、また財務経理部内におきましても、内部牽制が適切かつ合理的に機能するように運営されております。

法律上の問題につきましては、顧問弁護士より顧問契約に基づき、必要に応じ適宜アドバイスを受けております。

また、税務関連業務につきましても、外部専門家と契約を締結し、必要に応じアドバイスを受けております。

コンプライアンスにつきましては、2002年10月に企業行動規範を制定し、状況に応じ研修を実施しております。親会社グループにおきましても、2005年4月にグループ行動基準を制定し運用しております。

当社はコーポレート・ガバナンスにつきましては、経営者と社員のコミュニケーションが重要であると考えており、事業年度のはじめには、キックオフミーティングを開催し、社長自ら経営方針を説明するとともに、状況に応じコンプライアンスへの意識向上をはかっております。

このような経営者と社員とのコミュニケーションの促進や情報のオープン化は、経営の透明性を高め、企業運営の効率化をはかるものと考えております。

また、取締役の経営責任を明確にし経営体質の強化をはかるとともに、経営環境の変化に応じて適切な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、当社は倫理基本方針及び企業行動規範を定め、倫理法令の遵守ならびに反社会勢力との対決について明文化し、適宜研修を行っております。また、対応統括部署は人事総務部、不当要求防止責任者は人事総務部長とし、人事総務部長及び支店長(あるいは総務責任者)は、常日頃から、地元警察、暴力追放推進センター、顧問弁護士等と連携を密にし、反社会的勢力に対する情報を収集するとともに、緊急時に円滑な協力を仰げるように努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

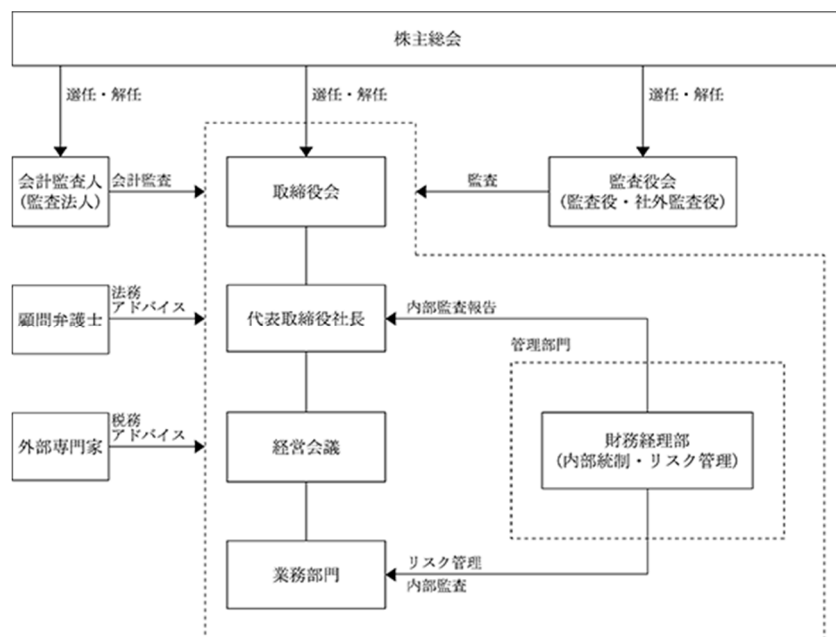
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後もコーポレート・ガバナンスの充実に向け、一層の内部管理体制の強化及びコンプライアンス研修の強化をはかってまいります。

内部管理体制



適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に関する社内体制

- ① 当社では、「内部者取引規程」により、会社情報の管理・公表体制について規定し、適時開示に努めるとともに、役員職が職務に関し取得した内部情報の管理、役職員による株式等の売買等の規制について規定し、インサイダー取引等の防止をはかっております。
- ② 会社情報は、情報取扱責任者（財務経理部長）に一元的に集約し、金融商品取引法、その他関係法令及び証券取引所適時開示規則等に基づき開示の要否を判断する体制をとっており、特に経理・財務情報については監査法人の指導を受け、開示情報の正確性をはかっております。
- ③ 情報の開示にあたりましては、情報取扱責任者（財務経理部長）が代表取締役社長への報告を行い、取締役会に付議し、承認の後、速やかに会社情報の開示を行っております。ただし、緊急の場合におきましては、代表取締役社長の承認により適時開示を行い、取締役会への報告が情報開示後となる場合があります。

2. 社内体制図

